「医療費通知」の配付について

医療費通知につきましては、「医療費のお知らせ」として、現在皆様の医療費の明細を各ご家庭単位で通知させていただいております。家族同士であっても異なる個人として取り扱う必要があるとの意見もありますが、個人情報保護法により、ご家族の同意があれば問題ないとの見解が出されております。

当組合では、ご家族の同意を得ているとの前提で、ご家族単位で作成配付させていただきますので、ご了承願います。なお、不都合がある場合は健康保険組合まで個別にご連絡いただけますようお願いいたします。